

第15回 高崎市簡易水道事業運営審議会会議録

日 時：令和3年2月17日（水）

午後2時00分

場 所：榛名支所4階第401会議室

議 事

- (1) 会長及び副会長の選出について
- (2) 高崎市水道ビジョンの改訂について

報 告

- (1) 各課業務内容について
- (2) 令和3年度予算案の概要について
- (3) (旧) 簡易水道事業基金について

出席委員8名（敬称略）

会長（倉渕）	戸塚 光久
副会長（倉渕）	安達 恵美子
委員（倉渕）	塚越 洋
委員（榛名）	樋口アサ
委員（箕郷）	後藤 孝
委員（倉渕）	関 一
委員（倉渕）	石井 若江
委員（榛名）	小林 恵子

市の出席者7名

上下水道事業管理者	新井 俊光
水道局長	福島 克明
経営企画課長	小池 郁生
料金課長	外所 康信
工務課長	田口 和彦
浄水課長	田畑 守
倉渕支所農林建設課長	塚本 茂之

事務局3名

経営企画課総務担当係長	吉田 大徹
経営企画課総務担当主査	清水 仁子
倉渕支所農林建設課課長補佐	佐藤 直紀

1 開 会 午後2時00分

2 あいさつ

- 新井上下水道事業管理者からあいさつ

3 委員及び市職員の紹介

- 委員を事務局で紹介
- 市職員は自己紹介
- 委員8名中8名の出席により、高崎市簡易水道事業運営審議会条例第5条第2項により審議会が成立していることを報告。

4 議事

(1) 会長及び副会長の選出について

(2) 高崎市水道ビジョンの改訂について

- 戸塚委員を会長に、安達委員を副会長に選出後、会長からあいさつ
- 高崎市簡易水道事業運営審議会条例第5条第1項の規定により、戸塚会長が議長になり議事の進行を行った。
- 議長から会議録署名委員に、後藤委員、石井委員を指名した。
- 高崎市水道ビジョンの改訂に係る答申について採決

○経営企画課係長

それでは、これより議事に入りますが、その前に若干ご説明させていただきます。本日は、過半数の委員の方が出席されておりますので、運営審議会条例第5条第2項により、本会議が成立していることをご報告いたします。また、運営審議会条例第5条第1項において「会長が、会議の議長となる」とありますが、会長・副会長の選出前でございますので、事務局で進めさせていただきます。

それでは、議事として会長及び副会長の選出に入りたいと思います。会長と副会長の選出方法につきましては、運営審議会条例第4条1項により、会長1名及び副会長1名は、委員の皆様の互選により定めることとなっておりますが、選出に関してご意見がありましたら、お願いいたします。

- 委員 (事務局に一任)

○経営企画課係長

僭越ながら、事務局案といたしましては、会長には、今期2期目となられる、倉渕地域から選出されました戸塚光久委員に、また副会長につきましては、同じく2期目となられる、安達恵美子委員にお願いしたいと考えております。委員の皆様、いかがでしょうか。

- 委員 (異議なし)

○経営企画課係長

特に異議が無いようですので、本運営審議会の会長は戸塚委員に、副会長は安達委員にお願いすることとさせていただきます。では会長・副会長は、会長席・副会長席にお移りください。それでは、戸塚会長から就任のご挨拶をいただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

<会長あいさつ>

ありがとうございました。それでは、ただいまから次第4「議事（2）高崎市水道ビジョンの改訂」に移らせていただきます。審議会条例第5条第1項の規定により、会長が議長となつていただくことになっておりますので、戸塚会長に進行をお願いいたします。

○会長

それでは、進行を務めさせていただきます。円滑な審議会運営が出来ますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

はじめに、会議録に署名していただく委員をご指名いたします。署名委員につきましては、1回の会議において2名ずつ、順次交代という方式でお願いいたします。本日の会議録署名委員につきましては、後藤孝委員、石井若江委員をご指名いたします。両委員の方には、本日の会議録が完成しましたら、後日ご署名をいただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

それでは議事に入ります。（2）高崎市水道ビジョンの改訂について、経営企画課長から説明をお願いします。

○経営企画課長

水道ビジョンの改訂の説明に入る前に、今回は改選後最初の審議会となりますので、まず簡易水道事業の概要についてご説明させていただきます。「参考」とある資料をご覧ください。

「簡易水道事業」は、給水人口が101人以上～5,000人以下の水道事業で水道法第3条の3の中で規定されており、事業の許認可等は県知事が行なっております。資料では、高崎市簡易水道の事業名と位置図及び一覧表を記載しており、地域別に申し上げますと、倉渕地域につきましては、川浦・三ノ倉・中部・相満・川浦西の5つ、箕郷地域は上善地と中善地の2つ、榛名地域は、湖畔・沼ノ原・社家町・上室田原・本庄中戸・北の谷・中室田・中室田北部の8つの簡易水道となつておりまして、高崎市で管理しているのは全部で15の簡易水道事業となります。

また「配水能力」と「水源の種別」につきましては、一覧表に記載のとおりとなっております。以上、簡単ですが、簡易水道事業の概要説明とさせていただきます。

続いて「高崎市水道ビジョン」の改訂についてご説明させていただきます。

本ビジョンの改訂につきましては、昨年11月に高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会と、高崎市簡易水道事業運営委審議会へ市長からの諮問がございま

た。それを受け、継続委員の皆様には、書面開催という形で、又新規委員の皆様にも事前に資料をお送りし、内容についてのご確認をいただいておりますが、改めて概要についてのご説明をさせていただきます。

お手元の資料1「高崎市水道ビジョン（案）の概要」をご覧ください。

まず「1 改訂の趣旨」でございますが「高崎市水道ビジョン」は、水道を取り巻く状況の変化を的確に捉え、安全な水道水の安定供給及びサービスの更なる向上を図るため、簡易水道事業を含めた本市水道事業の目指すべき将来像を設定し、実現するための方策を示しております。

「高崎市第6次総合計画」を上位計画とし、厚生労働省が示している「新水道ビジョン」及び総務省が示している「経営戦略」の策定要請を踏まえ、平成22年に策定した「高崎市水道ビジョン」を改訂するもので、計画期間は2021年度から2030年度までの10年間となっております。

続いて「2 基本方針・目標・実現化方策」でございます。

本市水道事業におきましては、平成22年に策定いたしました「高崎市水道ビジョン」の基本方針でございます「良質な水道水の安定供給」を目指して、様々な施策に取り組んでまいりました。「高崎市水道ビジョン」の改訂版につきましては、この基本方針を継承するとともに「安全」、「強靱」、「持続」の観点から、「安全・安心・良質な水道水」、「災害に強く、万全な水道」、「いつまでも健全で安定した水道」の3つの目標及び、それを実現化するための方策を設定し計画を推進するものでございます。

続きまして裏面の「3 財政状況の見通し」でございます。

公営企業である水道事業及び簡易水道事業は、独立採算で経営することから、目標に向けて実現化方策を推進していくための事業の実施について、計画期間内の収支を試算し、財政状況の見通しを検証するものでございます。

続いて「4 簡易水道事業の今後について」ですが、簡易水道事業は平成30年度から地方公営企業法を適用し、より一層の財政基盤の強化を図っておりますが、将来的には水道事業への統合などにより経営の効率化を図っていく必要があると考えております。

又、本ビジョンの改訂については、広く市民の皆様からご意見をいただくため令和3年1月4日から1月22日までパブリックコメントを実施いたしました。広報や市ホームページ等で本資料の公表及び周知をいたしましたが、特にご意見等は寄せられませんでしたので、ご報告させていただきます。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○会長

事務局からの説明が終わりました。ここまでの説明について、ご意見等がございましたら、お願いします。

○後藤委員

将来的には水道事業との統合も考えられるとのことですが、統合すると具体的に何がどう変わるのでしょうか？

○経営企画課長

現在、本市の水道事業と簡易水道事業は、会計制度は一つになっていますが、認可上は厚生労働省と県知事に別れています。ただ認可先が異なるだけで、本市では管理上は水道事業も簡易水道事業も同じように行っています。統合後の変化ですが、経営の状況としては両事業とも高崎市が運営しているものですから、大きく変わるわけではありません。ですが統合した方が双方の結びつきが更に強くなり、料金収入、施設管理等の運営についてもより効率が図れるということになります。

○後藤委員

利用者にとっては、何がどう変わるのでしょうか？

○経営企画課長

使い方としますと何も変わることはございません。ただ、統合することで料金の部分は問題になってくるかと思えます。今現在水道事業と簡易水道事業で料金体系が異なっている訳ですが、統合すれば見直しの可能性があり、利用者の皆様に影響があるところかと思えます。

料金体系以外の施設管理や運営については、水道事業と簡易水道事業は既に同じように行っておりますので、実際の水道の使い方としますと何も変化はございません。

○後藤委員

水道の使い方は、何も変わらないということによろしいのでしょうか？

○経営企画課長

使い方とすると何も変わることはございません。経営上完全に統合した方が色々な面で効率的な運営が図れるということから、このように表現させていただきました。厚生労働省から水道事業と簡易水道事業の統合の方針が出されている主旨にも沿って、本市でも将来的には完全統合に向けて進めていきたいという考えを表したものです。

○後藤委員

使い方自体は何も変わらないとのことですが、料金体系はいかがでしょうか？

○経営企画課長

変わる可能性があるということです。統合すれば、その料金に対して施設全体の管理をしていくということになりますので、地域間での差が生じないようにするためにも、見直す可能性があるということです。

○上下水道事業管理者

料金につきましては、合併の協議の中でもありましたけれども、各地域の風土や歴史がありますので、状況をみながら検討させていただくということで、今直ぐに料金体系が変わってしまうということではありませんので、ご了承いただければと思います。

○水道局長

市では、水道事業と簡易水道事業と2つの水道事業を持っています。水道事業は基本的には独立採算制であります。簡易水道事業に関しては、地形的な問題等もあり、収支の割合が厳しいことから、国、県などの補助金を利用して賄っておりました。現在会計上は一つですが、事業とすると2つを抱えており、一方の予算をもう一方に移すというようなことが、簡単にできないことから、将来的にはそういった経営上の壁を解決しながら、それぞれの事業で予算を融通し合えるようなことを視野に入れて表現したものです。統合と言っても、より一層の効率的な運営を目指すという主旨で利用方法等が変わるということではございません。

○後藤委員

ありがとうございました。様子がわかりました。

○会長

他のご意見はないようですので、只今頂いたご意見を踏まえまして、原案に基づき、本審議会として答申させていただきます。委員の皆様よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

それでは、議事(2)高崎市水道ビジョンの改訂についての審議を終了いたします。続きまして、報告に移ります。(1)各課業務内容についての説明をお願いします。

5 報告

○経営企画課長

それでは、報告(1)の各課の業務内容の説明に入らせていただきますが、工務課、浄水課が担当する簡易水道業務につきまして、倉渕地域におきましては、地域とのスムーズな連携等の観点から、倉渕支所農林建設課が担当しておりますが、本日の報告内容については、倉渕地域も併せての報告とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、経営企画課の主な簡易水道業務でございますが、こちらは口頭での説明とさせていただきます。

主な業務としましては、予算・決算に関すること、入札工事契約及び財産管理に関すること、本審議会に関する庶務事務などを担当しております。

現在、事業を運営していく中で、人口の減少や節水型家電製品の普及等に伴い、水道料金収入は年々減少傾向にあります。

一方で、施設や管の老朽化が進み、維持管理費等の支出は増加しており、財政的

には大変厳しい状況となっておりますが、安心・安全な水道水の供給、及び安定した事業運営ができるよう、事業の優先内容等を考慮した予算作成に努めております。なお、令和3年度予算案については、報告2で改めて説明させていただきます。

この他、広報も行っておりまして、参考資料として配付させていただきました広報誌「水のめぐみ」を発行しております。こちらは、年2回、広報高崎と併せて全戸配布しております。また、毎年6月1日～7日に全国的に実施されております「水道週間」の時期に合わせまして、関連イベントなどを行い、市民の皆様にご覧いただき、水道についてより親しんでいただけるよう努めております。経営企画課からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○料金課長

料金課長の外所でございます。よろしくお願いいたします。

料金課の令和3年度の主な事業につきまして、ご説明申し上げます。資料2をご覧ください。料金課の主な事業の一点目としましては「収納率向上への取り組み」でございます。引き続き簡易水道料金の未納者に対しまして収納確保の強化を実施し、収納率の更なる向上に努めてまいります。

また、支払い環境の利便性の向上を目的とした、ペイ払い等のキャッシュレス決済を令和3年度の導入を進めています。

簡易水道料金における収納率の状況といたしましては、12月末日現在98.85%となっており、昨年同時期の98.20%より0.65ポイント上回っております。また、昨年度の簡易水道使用料金につきましては12月末日現在99.92%となっております。収納率に関しましては、納期から6カ月後には、99.9%とすることを目標としております。

次に二点目としましては、「給排水受付窓口業務」でございます。

給水装置設計施工指針に基づき構造及び材質の確認を行い、適正な施工指導を行っております。令和元年度実績は、記載のとおりでございます。

次に三点目としましては、「検定満期量水器の取替業務」がでございます。

量水器、いわゆる、水道メーターでございますが、計量法の規定により8年毎に取替する必要があります。

約2,600水栓のうち、令和3年度の対象となる約370個の水道メーターを順次取替えてまいります。これにより、正確な使用水量の検針ができ、市民のみなさまに安心して水道を利用していただくことができます。以上、誠に簡単ではございますが、料金課の主な事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○工務課長

工務課の田口でございます。よろしくお願いいたします。それでは、資料に基づきまして、ご説明させていただきます。資料3をご覧ください。

工務課の主な施策・事業でございますが、今年度は管網整備事業、給配水管の維持管理業務を行いました。

初めに管網整備事業でございますが、水道水の安全と安定給水を図るため、老朽

管の更新を行い、管の漏水や破損、水の濁りを未然に防ぎ、有収率の向上を図ると共に、災害に強い水道管路の耐震化を目的として、実施する事業でございます。今年度は、舗装復旧工事1件、実施いたしました。

次に漏水等修繕対応でございますが、市民及び道路管理者等からの通報や漏水調査委託により発見された漏水に対し、迅速に現場調査を行い、修繕を実施するものでございます。今年度12月までの漏水等修繕件数は、倉渎地域18件、榛名地域9件の合計27件実施いたしました。令和3年度も発見された漏水に対して、迅速な修繕を実施いたします。なお、予算額につきましては資料5に記載してございます。

以上誠に簡単でございますが、工務課の主な施策及び事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○浄水課長

浄水課の田畑です。よろしくお願いたします。それでは、資料に基づきまして、ご説明させていただきます。資料4をご覧ください。

浄水課の主な業務内容でございますが、浄水施設の維持管理業務、水質検査業務及び施設改良事業でございます。最初に水道水の安定供給を図るための浄水施設の維持管理業務でございますが、記載のとおり地域別の簡易水道及び附属施設等の管理業務でございます。

管理する施設といたしましては、「取水施設」、「浄水場」及び「配水池」の施設でございます。

次に水質検査業務でございますが、水道水の安全を確保するために、原水や浄水の水質検査を、水質検査計画に基づき年間で約500件の検査を実施いたします。

次に施設改良事業でございますが、水道水を安定的に供給することを目的として、効率的に簡易水道等の施設の改良を行う事業でございます。

令和2年度の主な事業でございますが、資料に記載してあります工事を実施いたしました。以上、誠に簡単ではございますが、浄水課の主な施策・事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○会長

事務局からの説明が終わりました。何かご意見等がございましたらお願いたします。ないようでしたら、続いて「(2) 令和3年度予算案の概要について」事務局から説明をお願いたします。

○経営企画課長

それでは、報告(2)「令和3年度簡易水道事業の予算(案)」についてご説明いたします。資料5をご覧ください。

公営企業会計の制度上、経常的な経営活動の収支としての「収益的収入及び支出」と、建設改良事業等の収支としての「資本的収入及び支出」に区分して計上しております。それでは、予算の内容についてご説明いたします。

まず、収益的収入である「簡易水道事業収益」は、1億509万3千円の計上で

ございます。

1項「営業収益」には、主たる営業活動から生じる収入を計上しております。

1目「給水収益」は、水道料金収入でございますが、ここ数年の決算額の推移を勘案し、5,604万7千円を見込んでおります。

2目「受託工事収益」は、消防局から依頼を受けて実施する消火栓修繕工事等に係る受託収入です。

3目「加入金」は、新規加入5件分、30万8千円を見込んでおります。

2項「営業外収益」には主たる営業活動以外から生じる収入を計上しております。

2目「他会計補助金」は、簡易水道事業費用に充てる一般会計からの補助金で、281万6千円を計上しております。

3目「長期前受金戻入」は、償却資産の取得及び改良のため過年度に交付された補助金等を減価償却費に応じて順次収益化するという、会計処理上の収益を計上しております。

次に、収益的支出である「簡易水道事業費用」でございますが、1億4,425万1千円の計上でございます。

1項「営業費用」には、主たる営業活動から生じる費用を計上しております。

1目「原水及び浄水費」は、浄水施設や水源等の維持管理に要する費用で、水質検査手数料、浄水施設修繕費、配水池清掃業務など、3,699万7千円の計上でございます。

2目「配水及び給水費」は、配水管等の維持管理に要する費用で、漏水修繕費など、1,017万3千円を計上しています。

4目「業務費」は、検針や料金の調定及び収納などに要する費用で、888万1千円を計上しております。

5目「総係費」は、事業運営に必要となる総括的な費用で、倉渕支所職員の人件費負担金など、780万1千円を計上しております。

6目「減価償却費」は、所有固定資産の価値に応じて費用化したものを計上しております。

2項「営業外費用」は、主たる営業活動以外から生じる費用を計上しております。

1目「支払利息及び企業債取扱諸費」は、企業債の支払利息522万4千円を計上しております。

4項「予備費」には、不測の修繕工事等に備え、200万円を計上しております。続きまして、「簡易水道事業資本的収入」でございますが、2,424万9千円の計上でございます。

1項「出資金」は、企業債の償還金に充てる一般会計からの繰入金で、1,224万8千円を計上しております。

2項「企業債」は、建設改良費に充当する借入金収入で、1,100万円を計上しております。最後に、「簡易水道事業資本的支出」でございますが、4,378万6千円の計上でございます。

1項「建設改良費」は、建設工事などに係る支出を計上しております。

1目「管網整備費」は、配水管布設替工事費として、260万円を計上しており

ます。

3目「施設改良費」は、各浄水施設に係る更新工事の費用として、1,336万5千円を計上しております。

2項「固定資産購入費」は、固定資産の取得に係る費用を計上しております。

2目「車両運搬具購入費」は、倉渚地域で使用している公用車の買い替えにあたり、購入費161万1千円を計上しております。

3項「企業債償還金」は、簡易水道債の償還元金2,424万4千円を計上しております。4項「予備費」は、緊急工事など不測の資本的支出に備え100万円を計上しております。以上で令和3年度簡易水道事業の予算概要説明を終わらせていただきます。

○会長

事務局からの説明が終わりました。ご質問等がございましたらお願いします。ないようでしたら、続いて「(3)(旧)簡易水道事業基金について」事務局より説明をお願いします。

○経営企画課長

それでは報告(3)「(旧)簡易水道事業基金について」ご説明いたします。お手元の資料6をご覧ください。

簡易水道事業基金につきましては、平成18年の合併時に旧倉渚村から引き継いだものであり、これまで倉渚地域における施設整備費に活用してまいりました。平成30年度からの公営企業会計移行後は、基金としては廃止しておりますが、残額を企業会計に引き継いだうえで、これまでどおり倉渚地域の施設整備費に活用しているところです。

今年度は、中部簡易水道の配水管布設替後の路面復旧工事(予算額1,800,000円)及び、中部簡易水道と川浦簡易水道の配水池次垂注入機更新工事(451,000円+583,000円)、三ノ倉簡易水道の導水管布設替工事(4,169,000円)などを実施し、残高につきましては、資料にあるとおり令和2年度末では、6,203,541円の予定でございます。

令和3年度予算では、倉渚地域の管網整備並びに施設改良費として、4,965,000円を使用予定であり、なお残高につきましては、令和4年度で使い切る見込みでございます。「(旧)簡易水道事業基金について」の説明は以上です。

○会長

事務局からの説明が終わりました。ご質問等がございましたらお願いします。特にないようでしたら、事務局から何か連絡事項はありますでしょうか。

○事務局

本日ご審議いただきました「高崎市水道ビジョン」の策定スケジュール等についてご報告いたします。本ビジョンにつきましては本審議会及び高崎市水道事業及び

公共下水道事業運営審議会からの答申を踏まえ、今年度中に策定しホームページで公開する予定でございます。委員の皆様へは、後日完成版を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問はございませんか。ないようであれば、これで本日の予定は全て終了しましたので議長の職を降ろさせていただきます。円滑な審議会運営へのご協力をいただき、大変ありがとうございました。

○事務局

会長、ありがとうございました。また委員の皆様にはお忙しい中、お時間をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、これもちまして第15回高崎市簡易水道事業運営審議会を終了いたします。本日はご多忙のところご出席いただき大変ありがとうございました。

6 閉 会 午後2時45分

第15回 高崎市簡易水道事業運営審議会会議録について前記のとおり相違ないことを署名する。

令和3年 月 日

会 長

委 員

委 員